

令和4年度 社会福祉法人百八会 事業計画

1 基本理念

「アイデンティティ(個人)の尊重 ～For you あなたのために～」

2 基本方針

- (1) 私たちは、全ての職種において基本理念の理解と実践に情熱をもって取組み、利用者様の権利と意思を尊重し、真の利用者中心のケアを提供します。
- (2) 私たちは、質の高い介護サービスを提供し、開かれた施設として地域の皆様が安心して地域で過ごしていただけるよう、信頼される施設を目指します。
- (3) 私たちは、常に日々の研修、研鑽に励み、技術と知識の習得に努めるとともに、地域の皆様に密着した安全で質の高い福祉サービスを提供します。

3 法人運営

理事会・評議員会の開催月および審議事項（予定）

6月 事業報告、決算他

3月 事業計画、予算他

※上記の他、必要に応じて開催する。

4 施設設備管理

安全で清潔な環境を利用者に提供できるよう、住環境の整備を実施し、定期的な設備点検を心掛け、不具合のあった場合は迅速な対応に努める。

5 地域福祉の推進と連携

社会福祉法人の使命を意識し、地域のニーズに基づいた活動を心掛ける。桜木東校区2町内と締結している災害時一時避難場所としての役割、「子ども避難の家」の登録により、子供の安全保護に努める。又、地域住民の孤食防止及び居場所づくりとしての「子ども地域食堂」の活動を通して、地域社会との結びつきを深め、地域住民が安心して暮らせるような事業活動を目指す。また新型コロナウイルス感染拡大により、令和元年度まで開催していた様々なイベントや行事は、現在もほとんどが中止となっている

ため、今後は、ウィズコロナを念頭に老人福祉施設を理解していただけるようなオンライン等(ICT)を活用したイベントを企画、情報発信をする等、新しいカタチで地域住民とつながりが持てるような活動を行っていく。新型コロナウイルス禍であっても施設を開放できる状況になった際は、地域交流スペースの貸出や地域住民と共同企画したイベントの開催等、施設をPRできる機会を増やしていく。また地域活動(夏祭り、餅つきやサロン、健康教室等)が再開した際は、積極的に行事へ参加し、地域住民やボランティア等との交流を深め、地域と関わる機会を増やすことで、地域福祉の推進に努める。

6 広報

- (1) 広く地域に向けての広報紙「地域交流紙さくら樹」を年4回発行する。身近に感じられ興味がもてる内容、見やすく読みやすい紙面を目指し、施設・事業所や地域の情報などを中心に掲載する。またシルバーピア東町の広報紙「パティオ」については毎月発行し、デイサービスや地域交流スペースに興味を持ってもらえるよう地域住民(団地住民含む)や小中高校、自治会等へ情報を発信し続けていく。
- (2) 近年はコロナウイルスの影響で、更にインターネット利用が不可欠となっているため、法人の発信媒体であるパンフレットやホームページの内容を最新の状態に更新していく。また法人の現況報告開示や自己評価等についてもインターネットにて公表を行う。

7 職員の労働環境について

- (1) メンタルヘルス研修会の実施やストレスチェック、個人面談等により、職員の心の健康維持に努める。
- (2) 人事考課制度を導入することで、職員が仕事を通じて成長し、働き甲斐を実感できる職場づくりを目指す。

8 施設内研修について

職員の資質向上や多職種協働を促進するため、教育委員会が主導して、研修内容を検討し実施する。コロナウイルスの影響により、ほとんどの研修がインターネット等での受講実施となっている。インターネットによる研修を受けることでさらなる介護技術・知識の向上、倫理等の習得及び研修プログラムの質の向上を目指していく。

令和4年度		施設内研修実施計画
実施予定月		研修内容
令和4年	4月	介護施設における接遇
	5月	メンタルヘルス
	6月	食中毒対策
	7月	救急蘇生法・救急時対応
	8月	身体拘束・虐待（言葉の虐待）
	9月	認知症について
	10月	個人情報について
	11月	就業規則改正・法改正について
	12月	感染予防（インフルエンザ・ノロウイルス・コロナウイルス）
翌年	1月	パワハラ・セクハラ
	2月	事故防止について
	3月	4年度の事業報告

令和4年度 特別養護老人ホームシルバーピアさくら樹 事業計画

1 入居部基本方針

社会福祉法人百八会の基本方針をもとに、入居者様及び利用者様が、安心して穏やかに生活していただける環境整備と質の高いケアの提供を目指し、施設と入居者様及び利用者様・ご家族との連携を取りながら事業の推進を行う。

又、感染症の流行で今までのような地域との交流が難しいなか、地域の方々と
の連携方法を検討、提案していく。

- (1) 入居者様及び利用者様本位で尊厳のある生活を護り、ADLの維持・向上と高いQOLの実現を目指した生活支援に努める。
- (2) 入居者様及び利用者様が、日々健康な生活を維持できるよう感染予防対策を遵守し健康管理に努める。
- (3) 入居者様及び利用者様が快適で、自主性を尊重し、安心した生活が実現できるように個別のケアプランを策定し、計画の達成に努める。
- (4) 専門性を高めるため、職員各位が自覚を持ち、自己啓発に研鑽し、ケアの方法・技術・理論の向上に努め、質の高いサービス提供が出来る人材の育成を目指す。

2 入居部目標

入居者様及び利用者様お一人お一人の尊厳を守るために、個別ケアの徹底と働きやすい職場風土創り。

- (1) ケアプラン、24時間シートの作成、担当者会議の開催、ご家族とともにその人らしい生活を考える。
- (2) 生活の場としての、居室、リビングの設え、環境整備を行い、居心地の良い生活空間を提供する。
- (3) ケアの向上と統一
 - ・それぞれの職種がプロ意識を持ち、協働してケアを行う。
 - ・「看取り介護」へ積極的に取り組み、グリーフケアにも努める。
 - ・各委員会の委員は、ユニットの代表として責任を持ち、積極的に意見を出し合い討論し、さまざまな課題を解決できるよう努力する。
- (4) 業務内容の見直し・改善
 - ・業務内容の見直しを行い、残業が少なくなるよう業務改善を行う。

3 研修計画

特養・短期入所生活介護事業所で働くすべての職種が、それぞれの専門性を高め、日々の業務に反映できるよう、積極的に研修等へ参加できる職場環境を整備する。

(1) 施設外研修への参加

インターネットを利用したオンライン研修を施設内や在宅で受講する。

(2) 施設内研修

空いた時間にネット配信研修が受講できる体制を整えており、積極的に活用するよう職員に周知する。

4 行事・レクリエーション

レクリエーション委員が中心となり、入居者様に楽しんでいただけるような企画を検討し、レクリエーションやイベントを行う際は、感染症対策のもと、密をさけるよう配慮し実施する。日本古来の四季折々の行事を企画し、行事をとおして季節を感じていただくとともに、生活にメリハリがでるような内容を提供していく。また、入居者の身体レベルに合ったレクリエーションを定期的に提供し、楽しみながら少しでも身体レベルを維持・継続を目指す。

5. 機能訓練

機能訓練指導員の指導のもと、日常生活の中での機能訓練を進めていく。また、入居者様自身の自立を支援し、個別機能訓練計画実施表を目標に沿って意欲的に生活リハビリに取り組む。

6. 委員会活動

入居者様の自立支援に沿うような委員会を設置し、日常生活が穏やかで快適に過ごせるよう委員会活動を行う。

・医療的ケア安全対策委員会	・ケアプラン、記録委員会
・マニュアル委員会	・レクリエーション委員会
・褥瘡予防委員会	・口腔ケア、栄養委員会
・抑制廃止、虐待防止委員会	

7. 短期入所生活介護

在宅で生活されている要支援・要介護高齢者の自立（自律）へ向けての支援としてのサービス提供に努める。また、高齢者本人のみならず、介護家族への支援も踏まえたサービス提供に努める。ケアスタッフが一丸となり、サービスの提供にあたる。

- (1) 居宅介護支援事業所をはじめとして各サービス提供機関との連携のもと、個々のケアプランに即したサービス提供に努める。
- (2) サービスの提供にあたっては、親切・丁寧を旨とし、入居者様又はご家族に対して介護上必要な事項について十分な説明を行うとともに、入居者様の同意を得て実施する。
- (3) 「施設と在宅の一元化」を目指し、必要に応じてモニタリング・評価・見直しを行い、状況に合わせたサービス提供を行うよう努める。
- (4) ショートステイの利用者確保のため、居宅介護支援事業所と連携し、スムーズな利用ができるよう努める。また、急な空床あった場合には、事業所へ連絡し、利用者確保に繋がるよう努める。
- (5) 前年度に引き続き感染症予防対策の徹底（お迎え時の検温個別の送迎、行動の把握、ショートステイ内での定期的な換気や消毒）を行い利用者が快適に過ごせる環境整備に努める。

令和4年度 シルバーピアさくら樹通所介護事業所 事業計画

1 概要

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 事業所名称 | シルバーピアさくら樹 通所介護事業所 |
| (2) 所在地 | 熊本市東区佐土原3丁目12-26 |
| (3) 営業日 | 月曜日～土曜日（但し12月31日～1月3日を除く） |
| (4) 営業時間 | 午前8時30分～午後5時 |
| (5) サービス提供時間 | 午前9時15分～午後4時30分 |
| (6) 利用定員 | 50名 |

2 事業目的

通所介護事業所は、介護保険法第8条に定める居宅サービスを提供する事業所の一つである。当施設の提供する通所介護とは居宅要介護者等を当該施設に通わせ、当該施設において入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活上の援助ならびに機能訓練を行う事を目的とする。また、介護予防・日常生活支援総合事業に関しては、居宅要支援者についてその介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護のその他の日常生活上の支援であって厚生労働省で定めるもの及び機能訓練を行う。

3 基本方針

- (1) 通所介護は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るとともに、利用者の個人の尊重に努める。
- (2) 事業にあたっては、利用者の存在する、市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (3) 当事業所は、厚労省令に定める「指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、それに基づいた運営規定に従った運営を行う。

4 事業内容

(1) 生活支援

利用者一人一人の生活状況を把握し、事業所での活動に楽しく参加出来るように、また事業所での活動を通して安定した日々を生き生きとその人らしく暮らすことが出来るよう援助を行う。常時、利用者本人及び、ご家族の悩みや相談を受け入れ、かつ助言し、心身の安定を図る。

(2) 機能訓練

利用者のADLの評価を行い、個々の身体状況に応じてプログラム内容を策定し、個別的、あるいは集団で訓練を実施する。特に心身両面の機能低下を防止するために、様々な訓練を行い日常生活の維持向上に努める。またグループ活動におけるゲームや行事参加などに加えて運動療法、音楽療法を実施する。

(3) 養護

1日の利用を通じ、利用者が安全かつ快適に過ごせるよう配慮する。食事・入浴・排泄の介助や利用者が自主性・積極性を自然に引き出せるような人間関係づくりを心がける。

(4) 健康チェック

体温・血圧・脈拍及び体重の測定を行い、全身の状態を観察し健康チェックを行うと共に、終始健康状態に気を配る。また主治医や家族、担当ケアマネジャーとの連携を図り、利用者の健康の維持増進に努める。

(5) 送迎

専用車両を使い、利用者宅の玄関から玄関までの送迎を行う。特に事業所での送迎時には全職員で対応し安全と安心を図るとともに、更に笑顔での対応とする。

(6) 入浴

入浴は身体の清潔、血液循環の促進、新陳代謝の助長、気分を爽やかにするなどに加え、家族の介護負担軽減を図る上でも特に重要なサービスのひとつである。利用者の身体状況と希望に応じて一般浴、個別浴、機械浴の対応を行う。

(7) 食事

個々の食習慣や嗜好にあった味付け・形態を工夫しながら、健康状態に応じ、栄養の必要量をバランスよく盛り込み、季節感あふれる献立（管理栄養士が作成）で食事に寄せられる期待感を満足していただけるよう努力する。また、個人の咀嚼能力（刻み食、トロミ食、ソフト食など）に応じ、その保有機能を少しでも改善あるいは保持できるような食事の提供と指導援助を行い、利用者やその家族との連携を密にし、食事前の

嚙下体操食事後の口腔ケア指導を行う。また口腔内の観察を定期的に行い、実施し、家族や担当ケアマネジャーと連携を図る。毎月1回おやつセレクションメニュー、誕生月の利用者へバースデーケーキの提供を実施し、実施後は翌年の参考になるように見直し検討を行う。

5 その他の活動や行事

(1) 機能回復訓練を目的としたレクリエーション活動の実施

レクリエーション活動については、利用者個々のニーズに合った内容を考えると共にグループ活動でより良い人間関係をつくりつつ、利用者の自主性・積極性を引き出す活動を行う。また、季節に合った料理や活動を行う。

(2) カルチャー

集団と個別に行うものと2通りに分けて、利用者の希望によりカルチャー活動に参加していただく。また、個別については、材料代を実費相当額として徴収する場合があるものとする。

(3) ボランティアの受け入れ

地域住民の協力により定期的に来ていただき、以下の表のように様々なボランティア活動を通じ利用者様と交流していただく。

話し相手（傾聴）	外出付添い	日舞
民謡	童謡・唱歌	琵琶演奏
ギター演奏	三味線演奏	大正琴演奏
尺八演奏	オカリナ演奏	フラダンス
囲碁・将棋・麻雀の相手	保育園児訪問交流	書道
絵手紙	折り紙	ちぎり絵

※新型コロナ流行の状況を踏まえ、受け入れを検討する。

6 防災対策災害発生予防対策

出火防止、災害防止のため、毎月1日を防災の日と定めて防火設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努める。

(1) 防災教育

防災計画に従って、人命安全防護の為の教育を職員には年2回、利用者には毎月行い周知徹底、防災意識の向上を図る。

(2) 避難・消火訓練

発災時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火訓練は消防機関の指導を要請する訓練を年2回行う。

7 職員の質の向上

サービスの質は、職員の人格・知識・技能に比例する。資質の向上は、本来自己啓発が基本であるが、利用者へのサービスの低下がないよう、施設内外の研修には、極力多数が参加出来るように努力する。また、研修等で得た情報は、報告・伝達を確実にいき職員全員のものになるよう努力する。また施設の方針を明確に理解し、職分に応じた責務を万全に担い、共働できる人材の養成に努める。更に、介護・福祉関係の資格（介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等）については積極的に資格取得をすすめていく。

8 高齢者虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在する。誰もが直面し得る人権課題として捉えるよりも、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のよりよいケアの実現を目指すことが求められているため、今年度も高齢者虐待防止に全力で取り組んでいく。

9 地域支援

今年度も引き続き近隣の地域で行われている高齢者のサロンや老人会へ参加し、血圧測定や健康相談、ゲームやレクリエーション、健康体操等を提供し地域との交流を図っていく。

山ノ内校区：1～4 町内サロン

桜木東校区：サロン

健軍東校区：サロン、老人会

東 町 校 区：東町団地サロン、榎町サロン、榎町老人会

尾ノ上校区：5 町内サロン

※その他、桜木・秋津校区のサロンに不定期で参加

※新型コロナ流行の状況を踏まえ、参加を検討する。

令和4年度 年間行事計画

	行 事	行事食及び特別献立
4 月	花見	花見弁当・おやつセレクト
5 月	菖蒲湯	おやつセレクト
6 月	※未定	おやつセレクト

7月	七夕	おやつセレクト
8月	※未定	おやつセレクト
9月	敬老会	敬老食・おやつセレクト
10月	運動会	おやつセレクト
11月	文化展	おやつセレクト
12月	クリスマス会、ゆず湯	クリスマス食・おやつセレクト
1月	新年会	正月食・おやつセレクト
2月	節分	節分食・おやつセレクト
3月	ひな祭り	ひな祭り食・おやつセレクト

※ 随時：毎月誕生会

春（2.3.4月）、夏（5.6.7月）、秋（8.10.11月）、敬老会（9月）
冬（12.1月）の各担当職員が行事を検討して行く。

※ 新型コロナ流行の状況を踏まえ、外出行事内容を検討する。

令和4年度 シルバーピアさくら樹訪問介護事業所 事業計画書

1 概要

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 事業所名称 | シルバーピアさくら樹 訪問介護事業所 |
| (2) 所在地 | 熊本市東区佐土原3丁目12-26 |
| (3) 営業日 | 月曜日～土曜日（原則として）
（但し12月31日～1月3日を除く） |
| (4) 営業時間 | 午前8時30分～午後5時 |
| (5) 職員の種類 | 管理者
サービス提供責任者
訪問介護員 |

2 基本方針

社会福祉法人百八会の訪問介護事業所は、次の基本方針をもとに事業運営に努める。利用者が安心してすこやかに生活していただける環境の提供を目指し、事業所と在宅・地域との連携を取りながら事業の推進を行う。また、地域に根ざした、幅広いサービスの提供と法人施設全体のスケールメリットを生かした事業展開を行う。

- (1) 利用者本位で尊厳のある生活を守り、自立を目指した生活支援に努める。（ADLの維持・向上と高いQOLの実現）
- (2) 利用者が、日々健康な生活を維持できるよう健康管理に努める。
- (3) 保健・福祉・医療の各関係との連携を密にし、サービス提供責任者と訪問介護員のサービスの質の向上を図る。
- (4) 専門性を高めるため、各自自覚をもち、自己啓発に努め、サービスの方法・技術・理論の向上に努め、質の高いサービスが提供できる人材の育成を目指す。
- (5) 調理については、利用者一人ひとりの好みに合わせられるよう勉強し支援していく。
- (6) 掃除等、家事については利用者の出来ないところの支援を行い、保有能力を活かせるように支援していく。

3 令和4年度の具体的計画内容

- (1) 社会福祉の基本理念に基づき、訪問介護支援の役割を認識・理解し、サービス提供責任者自ら介護専門職としての研鑽を行なうとともに、事業所全体の介護の質の向上を目指す。さらに数年前から力を入れているホームヘルパー人材確保につながる活動を行い、ヘルパー不足を解消し実績向上に努める。

⇒具体策①

各種研修会やリモート研修に積極的に参加する。

⇒具体策②

地域のイベントに参加し訪問介護の魅力を発信し人材確保に努める。

- (2) サービス提供責任者相互の連携、情報共有が円滑に行われ更に地域の医療・介護・福祉サービスの発展に寄与する。

⇒具体策①

多職種連携会議の参加。

⇒具体策②

地域サロンに参加する。

* いずれも新型コロナ流行の状況を踏まえ、検討する。

- (3) 当事業所のホームヘルパーの質の向上の為の勉強会開催

4月 各自目標設定、法人の理念説明

5月 訪問介護員としてのコロナ感染対策

6月 介護保険上、ホームヘルパーの出来ることと出来ないこと

7月 アクシデント、リスクマネジメント

8月 訪問介護接遇

9月 緊急・救急時の対応

10月 認知症を正しく理解する。

11月 動作介助・排泄介助など身体介護の手順

12月 感染予防

1月 メンタルヘルス勉強会

2月 虐待防止

3月 各ヘルパーの一年間の目標達成などの自己評価

* コロナウイルス感染拡大防止の為、登録ヘルパーの勉強会は各自へ資料を配布しレポートの提出形式で行い、コロナ終息後に通常の勉強会へ移行する。

(4) サービスの質を上げ、ヘルパーのモチベーション(意欲)向上のためにもっとも大きなテーマである働き方改革、抱えない介護などの実現に取り組む結果へとつなげたい。

(5) 高齢者虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設などで身近な問題として存在する。介護に携わる専門職として、高齢者の尊厳をささえ利用者本位のよりよいケアの実現のため各関連機関と連携し、高齢者虐待防止に取り組んでいく。

4 今後の目標

訪問介護事業所としてのヘルパーのサービスは常にご利用者、ご家族、専門職との連携が必要だと考えられる。ご利用者一人ひとりが安心して快適に在宅生活が継続できるように、百八会の理念に基づき、喜ばれる訪問介護支援を提供していきたい。「必要な時に必要なサービスを必要なだけ提供し、地域の方に安心して利用して頂き、喜ばれる訪問介護事業所」を目指していきたい。人材不足の問題は依然として継続中だが、百八会のカラーを重視し、全員が一丸となり地域に根差した事業所をつくり、強いては売上が伸びるあらゆる方法を見出していく。

令和4年度 シルバーピアさくら樹居宅介護支援事業所 事業計画

1 概要

- (1) 事業所名称 シルバーピアさくら樹居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 熊本市東区佐土原3丁目12-26
- (3) 営業日 月曜日～土曜日
- (4) 営業時間 午前8時30分～午後5時
- (5) 営業しない日 日曜日・祝日・12月31日から翌年1月3日まで
(原則として)
- (6) 職員の種類 管理者
主任介護支援専門員
介護支援専門員

2 事業の目的

居宅介護支援事業所が行う居宅介護支援事業の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供する事を目的とする。

3 基本方針

- (1) 要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- (2) 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が指定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公平中立に行う。
- (4) 地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。
- (5) 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。

4 業務内容

- (1) 介護保険に関する相談・助言
- (2) 要介護認定申請の代行及び介護保険に関わる諸手続きの代行
- (3) 重要事項説明書、契約書に関すること
- (4) ケアマネジメントに関すること
(アセスメント、ケアプラン、サービス担当者会議、モニタリング等)
- (5) 給付管理・請求に関すること
- (6) 主治医との連絡、調整に関すること
- (7) 保健・医療・福祉相談に関すること
- (8) サロンや老人会等地域の行事に関すること
- (9) 種々の介護サービス事業者や施設等の紹介と連絡調整。
- (10) 個人情報、苦情等受付、処理に関すること
- (11) 法人各事業の案内や広報に関すること
- (12) 必要な諸記録管理に関すること
- (13) 各種研修会の開催及び参加に関すること
- (14) 介護保険最新情報の収集に関すること
- (15) 介護支援専門員実務研修に関すること
- (16) 介護保険認定調査に関すること

5 各種会議・研修について

- (1) 東区主任介護支援専門員研修会 (月1回)
- (2) 他法人が運営する居宅支援事業者と共同の事例検討会・研修会等 (3ヶ月に1回)
- (3) 困難事例検討会・研修(月1回)
- (4) 居宅内会議 (1/週)
- (5) 主任介護支援専門員更新研修
- (6) 自立支援型ケア会議 (3回/年)
- (7) 施設内研修会 (月1回)
- (8) 居宅包括連絡会 (3ヶ月に1回)
- (9) 介護保険認定調査員フォローアップ研修
- (10) 権利擁護研修会
- (11) 東区精神保健福祉交流会研修会
- (12) 東区地域リハビリテーション研修会
- (13) 集団指導

※その他必要な研修には随時参加

令和4年度 シルバーピア東町デイサービスセンター 事業計画

1 概要

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 事業所名称 | シルバーピア東町デイサービスセンター |
| (2) 所在地 | 熊本市東区東町3丁目6番県営東町団地22棟 |
| (3) 営業日 | 月曜日～土曜日（但し12月31日～1月3日を除く） |
| (4) 営業時間 | 午前8時30分～午後5時 |
| (5) サービス提供時間 | 午前9時15分～午後4時30分 |
| (6) 利用定員 | 20名 |

2 事業目的

通所介護事業所は、介護保険法第8条に定める居宅サービスを提供する事業所の一つである。当施設の提供する通所介護とは居宅要介護者等を当該施設に通わせ、当該施設において入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活上の援助ならびに機能訓練を行う事を目的とする。また、介護予防・日常生活支援総合事業に関しては、居宅要支援者についてその介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護のその他の日常生活上の支援であって厚生労働省で定めるもの及び機能訓練を行う。

3 基本方針

- (1) 通所介護は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るとともに、利用者の個人の尊重に努める。
- (2) 事業にあたっては、利用者の存在する、市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (3) 当事業所は、厚労省令に定める「指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、それに基づいた運営規定に従った運営を行う。

4 事業内容

(1) 生活支援

利用者一人ひとりの生活状況を把握し、事業所での活動に楽しく参加出来るように、また事業所での活動を通して安定した日々を生き生きとその人らしく暮らすことが出来るよう援助を行う。常時、利用者本人及び、家族の悩みや相談を受け入れ、かつ助言し、心身の安定を図る。

(2) 機能訓練

利用者のADLの評価を行い、個々の身体状況に応じてプログラム内容を策定し、個別的に理学療法士監修のもと訓練を実施する。特に心身両面の機能低下を防止するために、様々な訓練を行い日常生活の維持向上に努める。利用者によっては集団（スタッフ1名に対し5人まで）の訓練も実施する。

(3) 養護

1日の利用を通じ、利用者が安全かつ快適に過ごせるよう配慮する。食事・入浴・排泄の介助や利用者が自主性・積極性を自然に引き出せるような人間関係づくりを心がける。

(4) 健康チェック

体温・血圧・脈拍及び体重の測定を行い、全身の状態を観察し健康チェックを行うと共に、終始健康状態に気を配る。また主治医や家族、担当ケアマネジャーとの連携を図り、利用者の健康の維持増進に努める。看護師・リハビリテーションスタッフで必要性があると判断した場合は担当ケアマネジャーへの報告と並行し、他事業所や病院と積極的な情報共有を図る。常に熊本県/熊本市のコロナ発生状況に留意し感染予防対策に努めるとともに状況の変化に臨機応変に対応する。

(5) 送迎

専用車両を使い、利用者宅の玄関から玄関までの送迎を行う。特に事業所での送迎時には全職員で対応し安全と安心を図るとともに、更に笑顔での対応とする。送迎対応時は厚生労働省より提示されている通所介護事業における感染対策に準じ、業務を行う。

(6) 入浴

入浴は身体の清潔、血液循環の促進、新陳代謝の助長、気分を爽やかにするなどに加え、家族の介護負担軽減を図る上でも特に重要なサービスのひとつである。利用者の身体状況と希望に応じて一般浴、個別浴リフト浴の対応を行う。

(7) 食事

個々の食習慣や嗜好にあった味付け・形態を工夫しながら、健康状態に応じ、栄養の必要量をバランスよく盛り込み、季節感あふれる献立（管理栄養士が作成）で食事に寄せられる期待感を満足していただけるよう努力する。また、個人の咀嚼能力（刻み食、トロミ食、ソフト食など）に応じ、その保有機能を少しでも改善あるいは保持できるような食事の提供と指導援助を行い、利用者やその家族との連携を密にし、食事前の嚥下体操、食事後の口腔ケア指導を行う。また口腔内の観察を定期的実施し、家族や担当ケアマネジャーと連携を図る。

5 その他の活動や行事

(1) 機能回復訓練を目的としたレクリエーション活動の実施

レクリエーション活動については、利用者個々のニーズに合った内容を考えると共にグループ活動でより良い人間関係をつくりつつ、利用者の自主性・積極性を引き出す活動を行う。また、季節に合った料理や活動を行う。

(2) カルチャー

集団と個別に行うものと2通りに分けて、利用者の希望によりカルチャー活動に参加していただく。また、個別については、材料代を実費相当額として徴収する場合があるものとする。

(3) ボランティアの受け入れ

地域住民の協力により定期的に来ていただき、以下の表のように様々なボランティア活動を通じ利用者様と交流していただく。

話し相手（傾聴）	外出付添い	日舞
民謡	童謡・唱歌	琵琶演奏
ギター演奏	三味線演奏	大正琴演奏
尺八演奏	オカリナ演奏	フラダンス
囲碁・将棋・麻雀の相手	保育園児訪問交流	書道
絵手紙	折り紙	ちぎり絵

※新型コロナウイルス感染状況にあわせ臨機応変に対応することを原則とする。

6 防災対策

(1) 災害発生予防対策

出火防止、災害防止のため、毎月1日を防災の日と定めて防火設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努める。

(2) 防災教育

防災計画に従って、人命安全防護の為の教育を職員には年2回、利用者には毎月行い周知徹底、防災意識の向上を図る。また近隣住民および公的機関（消防・救急機関）との連携を図り災害発生時の対応を共に行えるよう教育/訓練する。

(3) 避難・消火訓練

発災時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火訓練は消防機関の指導を要請する訓練を年2回行う。

7 職員の質の向上

サービスの質は、職員の人格・知識・技能に比例する。資質の向上は、本来自己啓発が基本であるが、利用者へのサービスの低下がないよう、施設内外の研修には、極力多数が参加出来るように努力する。また、研修等で得た情報は、報告・伝達を確実にを行い職員全員のものになるよう努力する。また施設の方針を明確に理解し、職分に応じた責務を万全に担い、共働できる人材の養成に努める。更に、介護・福祉関係の資格（介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等）については積極的に資格取得をすすめていく。

8 高齢者虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在する。誰もが直面し得る人権課題として捉えるよりも、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のよりよいケアの実現を目指すことが求められているため、今年度も高齢者虐待防止に全力で取り組んでいく。

9 地域支援

通所介護事業所に併設される地域交流スペースで実施を検討しているイベントやサロンを開催する予定。またシルバーピアさくら樹に準じて高齢者のサロンや老人会へ参加し、血圧測定や健康相談、ゲームやレクリエーション、健康体操等を提供し地域との交流を図っていく。

東町校区：東町団地地域交流ルームの活用（当施設）、東町団地サロン

※) 別紙：地域交流スペースの事業計画を参照。

令和4年度 年間行事計画

	行 事	行事食及び特別献立
4月	花見イベント	行事食（花見弁当）
5月	端午の節句イベント	行事食
6月		
7月	七夕イベント	夏を感じる行事食
8月	全国温泉イベント	夏を感じる行事食
9月	秋分の日イベント	秋の食材
10月		秋の食材
11月		秋の食材
12月	クリスマスイベント 温泉イベント	クリスマス食 ゆず湯などの提供
1月	正月イベント	正月食 七草がゆなどの季節の食事
2月	節分/バレンタインイベント	行事食（節分食）
3月	ひな祭りイベント	行事食（ひな祭り食）

- ※1) 熊本県/熊本市の新型コロナウイルス感染状況に伴い、外出等のイベント実施は未定。
- ※2) 地域の方との交流や季節毎の飾り付け作成を地域交流室で行う際、交流等を行う可能性あり（感染状況に伴い臨機応変に対応する。）